

患者等搬送乗務員適任者講習

事前学習課目



さいたま市消防局

はじめに

民間による患者等搬送事業は、高齢化社会への進展等を背景に医療機関への入退院及び転院並びに社会福祉施設への送迎等、需要の広がりをみせていることから、さいたま市消防局では利用者である市民の方がより一層信頼して利用できるよう、患者等の搬送を行う事業者に対して業務の質を担保しつつ、より質の高い患者サービスを行い、円滑に事業を行えることを目的に認定制度を設けています。

さいたま市消防局では、利用者である患者等の安全性、利便性を確保するために、容態変化時の対応方法や、車両・資器材等の消毒要領、消防機関との連携体制など、患者等搬送事業の質の向上を目的とした搬送乗務員適任者講習を実施していますが、多くの患者等搬送事業者の育成の観点から、従来3日間（24時間）の集合教育で行われていた適任者講習を、平成19年度から事前学習課目（8時間）と集合教育課目（16時間）に分けて実施することといたしました。

事前学習を実施する上での**注意事項**は、以下のとおりです。

- 事前学習とは、各受講者がご自宅・職場等において、カリキュラムで指定された課目について受講日の前日までに学習していただくものです。
- 1課目当たりの学習時間は45分（観察要領及び応急処置は135分）です。
- 市ホームページに掲載されている事前学習資料をダウンロードして使用してください。
- 応急手当講習用テキストは市ホームページに掲載してある電子媒体を使用してください。紙媒体は講習当日に配布いたします。
- すべての事前学習（参考資料を含む）が終了しましたら、ミニテスト、効果測定を実施してください。**効果測定は印刷し、適任者講習第1日目に提出してください。**

応急手当講習用テキスト URL

https://www.city.saitama.jp//001/011/014/009/p074582_d/fil/tekisuto.pdf

応急手当講習用テキストQRコード



さいたま市消防局
警防部救急課

事前学習課目

- 1 観察要領及び応急処置
 - (1) 観 察
 - (2) 気道確保、人工呼吸、異物除去
 - (3) 心肺蘇生法、A E D、止血法
- 2 消防機関との連携
- 3 体位管理要領
- 4 搬 送 法
- 5 消毒及び感染防止
- 6 総 論